

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380105

研究課題名(和文) ABLにおける流動資産担保の債務者危機時における効力のあり方に関する研究

研究課題名(英文) Effect of the global security used in the ABL in the insolvency of the debtor

研究代表者

池田 雅則 (IKEDA, Masanori)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：20261266

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：ドイツ法を比較対象としてABLにおける流動資産担保が債務者の危機時にどのような効力を有するのかについて研究した結果として、わが国とは異なり、ドイツ法の下においては、流動資産担保の効力は、その効力の内在的制約原理としての「通常の経営の範囲論」や「処分授權論」を伴う「時間的先後関係」を決定基準とする優劣決定原則に従った「権利移転」構成から、債務者の倒産手続の開始によって、別除的な満足を前提とした権利内容へと変容し、同時に管財人が関係当事者間における利益の最大化を担う役割を果たしていることが明らかになった。この成果は、わが国における流動資産担保の効力に関して大きな示唆を与えるものといえる。

研究成果の概要(英文)：As an analysis of the global security of ABL under German law under the debtor's crisis, the legal effects of global security are based on the legal structure of the "transfer of rights". And these security rights are dominated by the "temporal relation principle", also with "the scope of normal management" and the "theory of the disposal authority". But with the beginning of the bankruptcy proceedings, the rights to the current assets in ABL are converted into rights, which are accepted as exclusive satisfaction. At the same time, it was established that the bankruptcy administrator has the role of maximizing the interests of the persons involved. It can be said that this result give the suggestion about the effectiveness of current asset security in ABL of our country.

研究分野：民法、担保法

キーワード：流動資産担保 流動財産担保 集合動産譲渡担保 集合債権譲渡担保 ABL 事業再生 倒産法

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 1990年度前半のいわゆるバブル経済の崩壊後の「失われた20年」といわれる経済状況の下において頻発した「貸し渋り」減少を踏まえ、従来の不動産担保や経営者保証に過度に依拠した融資手法から、融資先企業の経営力・営業力に着目した融資手法への転換が金融機関には求められていた。この状況の下で、アメリカ合衆国における金融手法であるABL(アセットベースドレンディング)の導入が提言され、これは不動産という形では十分な資産を有さない中小企業や新興企業向けの金融において積極的に導入されていた。とりわけ、近年では、日本銀行によるいわゆる「異次元金融緩和」の一環として、動産・債権担保融資としてABLを用いることが積極的に推進され、金融庁による金融機関検査などの場面でも、ABLによる動産・債権担保融資がいわゆる「正式担保」として承認されるなど、積極的な活用が図られている。しかしながら、ABLにおいて用いられている流動財産担保それ自体は従来からも民法学の領域において判例学説によって承認されている集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保という手法によるものであり、その効力に関する議論の蓄積も進んでいるものの、明文の規定を欠くことからなお不明な部分も多い。そのため、平成22年の私法学会ワークショップや平成23年の金融法学会シンポジウムなどで取り上げられるなど、現在も議論の蓄積が進んでいるところである。またさらに、ABLの普及や活用を目指すABL協会の下にABL法制研究会やABL実務研究会が設けられ、法的問題点についての議論も継続的に行われている。これら先行研究では、ABLの母法である英米法を中心に比較研究が行われている。しかし、わが国は、いわゆる大陸法系に属するドイツ法との類似性がきわめて強く、とりわけ物権概念や物概念、さらにはABLにおいて用いられている譲渡担保という手法はドイツ法由来の法制度である。また、債務者危機時や破綻時において適用される強制執行制度や倒産法制度についても、近年英米法を参照して改正されることはあるものの、制度の基本はなおドイツ法由来であり、この点においても単に英米法由来である点からわが国にそのまま導入しようとしても体系的なコンフリクトを生じてしまい、担保制度として安定的な運用に至らないのではないかと考えられる。

(2) 他方で、ドイツ連邦共和国においても、サブプライムショックやリーマンショックを経て、従来型の融資・与信手法だけではなく、英米の金融実務において広く用いられてきたABLも導入されており(Handelsblatt v.25.6.2008) またそれに適した担保手法として、動産や債権の譲渡担保などを基礎とした流動財産担保(Revolvierende Sicherheit)

も利用されてきている。そのような金融実務の動きがより具体的に担保法制にどのような影響を与えているのかを検討することは、わが国にとってもきわめて重要であると思われる。とりわけ、担保権がもっともその効用を発揮する債務者の危機時ないしは破綻時において、ドイツ法では近年、倒産処理における清算重視から債務者の再生を視野に入れた改正が志向されており、このような倒産法制における動きと担保法制に関する状況を合わせて検討することは、ABLにおける流動財産担保を平時から危機時まで幅広く安定的に運用する上で、大いに参考になるものと考えられる。

(3) 以上のような客観的な学術的背景に加えて、研究代表者の従来の研究分野ないし研究領域という個人的な学術的背景としての集合財産担保の領域における研究の蓄積が存在する。すなわち、研究代表者は、集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保を中心とした集合財産担保に関して、すでに流動的な営業資産を担保対象とする際においては本質的に処分権能を重視する必要があることを「処分型集合財産類型」として析出・指摘してきたほか、平成23年度から平成25年度にかけて科学研究費補助金基盤研究(C)として「ABLにおける債務者の目的財産の処分権能と担保権の効力の相克に関する研究」を行い、平時から危機時に至る状況下において債務者と担保権者との間での担保権の効力についての帰趨について研究を蓄積してきた。本研究は、以上のような客観的・個人的な学術的背景を踏まえて、従来の研究テーマを債務者の再生局面に広げようとするものであった。

## 2. 研究の目的

(1) 1.において述べたような学術的な背景の下で、本研究計画は、近年、中小企業金融や農漁業金融の領域において普及しはじめたABLという融資手法において、その与信担保のために用いられている流動財産担保の効力を、債務者の経済的な危機状況においてどのように解することができるのかを検討しようとするものである。とりわけ、債務者の経営が順調に推移しているいわゆる平時ではなく、その経営状態が悪化の兆しを見せ始めるいわゆる危機時、さらに進んで債務者が倒産状態に陥った際に、担保権者(与信者)と競合する債権者や担保目的物に関して権利を取得した第三者、さらに債務者の倒産管財人や再生管財人などとの間での利害関係をいかに解するのが妥当であるのかを検討し、ABLに関わる担保制度の安定的な活用に資することを目的とする。

(2) そして、本研究計画は、申請者単独の研究計画ではあるが、選択と集中によって限定的ではあっても十分な深化をもった成果を

挙げることができるものと考えている。すなわち、ABLをめぐる従来の議論は、その設定の可否と、担保目的物に関する債務者の処分権能の範囲をめぐるものであった。しかし、本研究計画では、さらに進んで債務者の経営危機時点や倒産状態を前提として、債務者の経営の立直しや再生を行う局面において、関係する利害関係者、すなわち担保権者、目的物の第三取得者、債務者の一般債権者や重複設定されている競合担保を有する債権者、さらに経営立直しや再生のために債務者に資本投下しようとする融資者などの利害調整という点に検討対象を絞り込んで行く。もっとも、その検討に際しては、ABLがもっぱら用いられている中小企業金融や農漁業金融に関する経営学的・金融理論的知見と英米法におけるABLの知見、さらにはわが国の法体系への接合を念頭に置いたドイツおよびEU諸国におけるABLに関する民法・倒産法制上の知見などの獲得を前提とするが、検討対象を上述の点に限定することによって、解釈論的整合性をもった結論を研究期間内に得ることができるものと考えている。

(3) さらに、ABLに関する従来の研究はどちらかという英米法を基礎として行われることが多かったために、わが国法制度との体系的な整合性という観点から見た場合には、十分検討し尽くされたとはいえないように思われる。とりわけ、担保法制という民法学の領域だけではなく、強制執行制度や倒産法制という手続法の領域までを対象として一体的に捉えた上で、ドイツ法を参照して行う本研究計画によって目指される解釈論的成果は、体系的な整合性の観点からも十分意義のあるものと考えられる。とくに、譲渡担保に関する議論については従来からドイツ法を参照したものが多く、また、経営の立直しや再生手続を念頭に置いて、ドイツ倒産法制との比較を行うことはABLによる流動財産担保の実効的な解釈論を構築する上で一定の意義があるものと思われる。

とくに、ABLが平時において目的物の処分権能を認めつつ、どのような要件の下でその処分権能に制限をかけるのかという点にABLにおける流動財産担保の効力に関する議論の焦点がある。この点からは、ABLそれ自体が一種のファイナンス・ストラクチャーとして理解することができ、そうであるとすれば、そのABLで利用される流動財産担保は、実際に行使されることを前提として最大限その効力の及ぶ範囲を拡大しようとするものとして理解されるべきであるのかについては、疑問の余地があると思われる。本研究計画を実施することによって、ABLにおける流動財産担保の効力は従来の理解とは異なるものとして把握される可能性があり、そのような新たな担保権像を前提とした解釈論的帰結を獲得することができるの

ではないかと思われる。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究計画は、ABLにおける流動財産担保の効力を、債務者の経営立直しあるいは債務者再生の局面において、関連する利害関係者との間でどのように調整するのかを明らかにすることを目的とする。この目的を達成するため、第一に、経営学や金融理論的な知見を踏まえて、債務者の経営立直しあるいは再生の時点でABLにとっての重要な要素を確認し、第二に、わが国担保法への影響の大きなドイツ法において流動財産担保が債務者の経営立直しや再生の局面においてどのように取り扱われているのかを検討し、最後に、得られた知見を総合して、ABLにおける流動財産担保が債務者危機時点においてどのような効力を有すべきであるのかについて、体系的・整合的な解釈論的帰結の提示を図る。具体的には、判例・文献研究のほか、実務家へのインタビューや実務家によるレクチャー、さらに現地調査などを通じ、より精密な認識の獲得を図るという方法も併用することを企図していた。

具体的には、以下の方法によって研究を実施した。以下、研究実施年次ごとに記述する。

(2) 平成26年度においては、次の4点にわたって研究を実施した。

ABLに関するその実態と法的問題点の把握については、ABL協会の下において、組織されたABL法制研究会において金融実務家などを含むメンバー間の質疑などを通じてその把握に努めた。とりわけ、債務者倒産時における米国、英国、フランスおよびドイツなどの状況についての知見を深めることに努めた。

また、ドイツ法の下において流動財産担保(Revolvierende Sicherheit)がどのような効力を有しているのかについて、ドイツ民法およびドイツ倒産法制の下での議論を、判例学説を素材として整理検討した。その際、とりわけドイツ法の下において、集合動産譲渡担保の設定方式やその効力の内容のほか、債務者の倒産時における集合動産譲渡担保権者の有する権利内容に焦点を合わせて検討した。

さらに、ドイツにおける担保法制それ自体がわが国における担保法制とどのように異なるのかという観点からドイツ法の特徴を整理検討する作業を行った。

上述した および の整理検討と平行して、平成27年度において実施する海外調査の予備的準備作業として、ドイツ法における流動財産担保の効力に関する議論の現状を確認するために、ドイツ法における関連文献を民法のみならず、倒産法領域においても入手して、その内容を整理検討した。

(3) 平成27年度においては、次の2点に絞

って研究を実施した。

ドイツにおける海外調査を実施し、わが国においては入手困難な文献資料の収集や現地法学研究者との意見交換を通じて、わが国においてABLに関わって用いられる流動財産担保がドイツ法の下においてどのような用いられ方をしているのかに関して、とりわけ債務者危機時やその後の経営立て直しなどの局面に焦点を合わせて、情報収集に努め、知見を深めることに努めた。

平成26年度に引き続いて、集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保などの流動財産担保がドイツ法の下においてどのような効力を有しているのかに関して、債務者の危機時やその後の経営立て直しの局面などに焦点を合わせて、ドイツ法における判例や文献を素材とする整理検討を実施した。

(4) 最終年度である平成28年度においても、選択と集中の観点から、次の2点に絞って研究を実施した。

平成27年度に引き続き、ドイツにおける海外調査を実施して、ドイツ法の下における債務者危機時やその後の経営立て直しの局面などに焦点を合わせて、流動財産担保がどのような効力を有するのかについて調査検討を加えるとともに、ドイツ倒産法制の特徴として判明した債務者財産の清算手続を重視するという観点から、どのような権利内容を担保権者が主張しうるのかをも調査し、知見を深めることに努めた。

平成26年度および平成27年度に引き続き、ABLにおいてもっぱら用いられる集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保などの流動財産担保の効力について、とりわけ債務者の危機時点やその後の経営立て直し、さらに進んで債務者再生手続きの局面において、具体的にどのように用いられており、どのような権利内容を担保権者が主張しうるのかに焦点を合わせて、日本法とドイツ法の双方に関して、判例および学説を素材とした整理検討を実施した。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究における研究成果としては、次のような点を挙げることができる。

すなわち、ドイツ法との比較研究、民法および倒産法制の両領域における整理および検討によって、流動財産担保の効力に関しては、民法領域と倒産法制領域においてわが国とは異なった議論がなされており、わが国における流動財産担保の効力を検討する上において恰好の比較対象として位置づけることができる可能性があるものと評価できる。すなわち、わが国における流動財産担保の効力に関しては、近年における判例および学説を整理検討することによって、いわゆる処分型集合財産担保としての本質を有しているにもかかわらず、その議論においてはなお「担保目的物の空洞化」をおそれ、担保権者

の主張しうる権利内容の最大化を図ろうとする傾向を見出すことができ、また、この傾向は債務者と債権者の関係にとどまらず、他の債権者との関係においても民法の適用される局面にとどまらず、倒産法制の適用局面においても同様であると評価できる。これに対して、ドイツ法の下においては、たしかに民法の適用される範囲では、わが国と同様に、担保権者の主張しうる権利内容の最大化が志向されているといえ、とりわけ先行する担保権との調整に関する「時間的先後関係」を決定基準とする優劣決定原則が貫徹しており、いわゆる「通常の経営の範囲論」や「処分授權論」が担保権者の主張しうる権利内容の内在的制約原理として機能していると評価することができた。しかしながら、ドイツ法においてはそもそも倒産法制において、現在のわが国において債務者再生手続きに重点が置かれているのとは異なり、債務者財産の清算手続に重点が置かれている点や、そもそも倒産法制において平時の担保権の効力が、債務者の倒産手続においては、わが国とは異なって、その権利内容が変容していることがその大きな特徴として捉えることができる。これは、ドイツの担保実務においては動産および債権担保手段が広く用いられており、またそのことによって債務者財産を債権者がまさに「包括的に」かつ「担保的に」把握していることから、債務者の破たん時点においては自由な財産が残存せず、いわゆる「破産の破産」現象をまねいたことに遠因があるのではないかと推測できる。また、そのような担保権の効力に関する倒産法制の下での変容に関わって、ドイツ法においては倒産管財人が当該担保権者のみならず、競合債権者をも含めた関係当事者の利益の最大化を図る役割を与えられている点も、わが国における議論との対比において、特徴的であると評価できる。

(2) これらの点から、担保権者の主張しうる権利内容について、単にそれを最大化することが貫徹されることが重視されるだけでは十分ではなく、倒産法制において担保権の実効的な確保のためにはどのような権利内容を認められるべきであるのか、またそれを可能にする法制度とはどのようなものであるべきかという点こそが検討されるべきであるということが示唆されているといえよう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計15件)

池田雅則、ドイツ法における「通常の経営の範囲」に関する覚書、名古屋大学法政論集270号、63-76頁、2017、査読なし、<http://hdl.handle.net/2237/25774>

池田雅則、集合債権譲渡担保契約に基づい

て第三者に譲渡された債権がその後に譲渡禁止特約付で発生した場合の当該債権の譲渡性、判例時報 2302 号、167-173 頁、2016、査読なし

池田雅則、ドイツ担保法制の概要、動産債権担保—比較法のマトリクス(池田眞朗/中島弘雅/森田修編)、商事法務、2015、261-275 頁、査読なし

池田雅則、ドイツにおける動産譲渡担保の効力、動産債権担保—比較法のマトリクス(池田眞朗/中島弘雅/森田修編)、商事法務、2015、277-295 頁、査読なし

〔学会発表〕(計 1 件)

池田雅則、ドイツ担保法制の概要、A B L 法制研究会、2014 年 05 月 02 日、時事通信社(東京都中央区)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

池田 雅則 (IKEDA, Masanori)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：20261266

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：